

各団体の長 殿

三重労働局雇用環境・均等室長

10月の「年次有給休暇取得促進期間」について

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和2年に56.6%と前年より0.3ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、政府目標とは大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方にかかる時間単位の年休制度については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

三重労働局では、10月の「年次有給休暇の取得促進期間」について取得促進の気運を醸成するため、リーフレット等を活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っております。

つきましては、リーフレット等をお送りしますので、掲示・配布いただくとともに、広報文例を同封いたしますので、広報誌やホームページなどにより周知していただきたく、御協力方よろしく申し上げます。

なお、本リーフレット等は、以下のサイトからもダウンロードできます。

また、年次有給休暇の計画的付与制度や特別休暇制度等の導入促進にあたっては働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）、賃金引上げ等については業務改善助成金など各種助成金を設けております。併せて送付いたしますので、貴会員に対し周知方お願いいたします。

別添

- ・ 広報文例
- ・ 年次有給休暇取得促進（リーフレット）
- ・ 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コース）（リーフレット）
- ・ 業務改善助成金（リーフレット）

○「働き方・休み方改善ポータルサイト」内「年次有給休暇取得促進特設サイト」
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（担当） 三重労働局雇用環境・均等室
TEL:059-226-2110 担当：常川・矢田

(広報文例1)

働き方の新しいスタイル

テレワークや
ローテーション勤務

通勤通勤で
歩く代り

オフィスは
ひらびらと

会議は
オンライン

利用でやむを得ず
換気とマスク

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、三重労働局雇用環境・均等室（電話 059-226-2110）にお問い合わせください。

(広報文例 2)

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

**10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。**

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

詳しくは、三重労働局雇用環境・均等室（電話 059-226-2110）にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。